

# 遊技機の認定又は型式の検定に必要な試験の実施に関する事務

(警察庁生活安全局保安課)

## 1. 制度の概要

都道府県公安委員会は、ぱちんこ屋等営業の営業所における遊技機につき、著しく客の射幸心をそそるおそれがあるものとして国家公安委員会規則で定める基準に該当しない旨の認定又は製造等される遊技機の型式が当該認定につき必要な技術上の規格に適合しているか否かについての検定に必要な試験（以下「型式試験」という。）の実施に関する事務の全部又は一部を、一般社団法人又は一般財団法人であつて、当該事務を適正かつ確実に実施することができるものと認められるものとして国家公安委員会があらかじめ指定する者に行わせることができるとされている。

## 2. 指定、登録等の基準

○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)

(遊技機の規制及び認定等)

第20条 (略)

2～4 (略)

5 公安委員会は、国家公安委員会規則で定めるところにより、第2項の認定又は前項の検定に必要な試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)の全部又は一部を、一般社団法人又は一般財団法人であつて、当該事務を適正かつ確実に実施することができるものと認められるものとして国家公安委員会があらかじめ指定する者(以下「指定試験機関」という。)に行わせることができる。

6～11 (略)

○ 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号)

(指定の申請)

第16条 法第20条第5項の規定による指定を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を国家公安委員会に提出しなければならない。

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

二 試験事務を行う事務所の名称及び所在地

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 定款及び登記事項証明書
- 二 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度末における財産目録及び貸借対照表
- 三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
- 四 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- 五 一般社団法人にあつては、社員の氏名又は名称を記載した書面
- 六 遊技機試験又は型式試験を実施する者（以下「試験員」という。）の氏名及び経歴を記載した書面
- 七 試験員が第 19 条第 2 項各号のいずれかに該当する者であることを証明する書面
- 八 試験事務を実施するための機械、器具その他の設備（以下「試験設備」という。）の種類及び数を記載した書面  
(指定)

第 17 条の 2 法第 20 条第 5 項の規定による指定は、次の各号に掲げる基準のいずれにも該当すると認められる者について行うものとする。

- 一 一般社団法人又は一般財団法人であつて、その役員及び一般社団法人にあつては社員の構成が試験事務の適正かつ確実な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 二 試験員の数が試験事務を適正かつ確実に実施するために必要な数以上であること。
- 三 試験事務を適正かつ確実に実施するために必要な種類及び数の試験設備が確保されていること。
- 四 試験事務を適正かつ確実に実施するために必要な経理的基礎を有するものであること。

(試験事務の義務等)

第 19 条 (略)

2 遊技機試験又は型式試験は、次のいずれかに該当する者に行わせなければならない。

- 一 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)による大学(短期大学を除く。)又は旧大学令(大正 7 年勅令第 388 号)による大学において、機械工学、電気工学、電子工学、通信工学又は情報工学に関する学科を専攻して卒業した者
- 二 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治 36 年勅令第 61 号)による専門学校において、機械工学、電気工学、電子工学、通信工学又は情報工学に関する学科を専攻して卒業

した者

三 国家公安委員会が前二号に掲げる者と同等以上の知識を有すると認める者

### 3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	指定等の時期	法人の連絡先	法人番号	指定、登録の理由等
一般財団法人 保安通信協会	昭和 60 年 2 月	東京都墨田区太平 4 丁目 1 番 3 号 (03-6381-3100)	7010605002532	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第 16 条に基づく申請があり、同規則第 17 条の 2 (平成 16 年 1 月の同規則改正により追加)の各号と同等の基準により審査したところ、試験事務を適正かつ確実に実施することができる法人と認められたため。
一般社団法人 GLI Japan	平成 30 年 8 月	東京都江東区青海 2 丁目 4 番 32 号 (03-6380-7871)	7010005022189	

4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答  
特になし

### 5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

料金等	積算根拠
1 ぱちんこ遊技機について遊技機試験を受けようとする場合 (1) 特定装置が設けられているもの(当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。) ア マイクロプロセッサを内蔵するもの：43,300 円 イ アに掲げるもの以外のもの：23,100 円 (2) 特定装置が設けられているもの((1)に掲げるものを除く。) ア マイクロプロセッサを内蔵するもの：36,300 円 イ アに掲げるもの以外のもの：23,000 円 (3) (1)又は(2)に掲げるもの以外のもの：21,000 円	人件費、物件費その他の経費から算出
2 回胴式遊技機について遊技機試験を受けようとする場合 (1) マイクロプロセッサを内蔵するもの：68,300 円 (2) (1)に掲げるもの以外のもの：30,300 円	
3 アレンジボール遊技機について遊技機試験を受けようとする場合 (1) マイクロプロセッサを内蔵するもの：42,300 円	

<p>(2) (1)に掲げるもの以外のもの：26,300円</p> <p>4 じゃん球遊技機について遊技機試験を受けようとする場合</p> <p>(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの：42,300円</p> <p>(2) (1)に掲げるもの以外のもの：26,300円</p> <p>5 1から4までに掲げる遊技機以外の遊技機について遊技機試験を受けようとする場合</p> <p>(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの：36,300円</p> <p>(2) (1)に掲げるもの以外のもの：19,100円</p> <p>6 ぱちんこ遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合</p> <p>(1) 特定装置が設けられているもの(当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。)</p> <p>ア マイクロプロセッサを内蔵するもの：1,442,000円</p> <p>イ アに掲げるもの以外のもの：445,000円</p> <p>(2) 特定装置が設けられているもの((1)に掲げるものを除く。)</p> <p>ア マイクロプロセッサを内蔵するもの：1,135,000円</p> <p>イ アに掲げるもの以外のもの：445,000円</p> <p>(3) (1)又は(2)に掲げるもの以外のもの：345,000円</p> <p>7 回胴式遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合</p> <p>(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの：1,628,000円</p> <p>(2) (1)に掲げるもの以外のもの：486,000円</p> <p>8 アレンジボール遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合</p> <p>(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの：1,155,000円</p> <p>(2) (1)に掲げるもの以外のもの：489,000円</p> <p>9 じゃん球遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合</p> <p>(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの：1,154,000円</p> <p>(2) (1)に掲げるもの以外のもの：488,000円</p>	
--	--

6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果(平成29年)  
改善すべき事項は特になし。

7. 政策評価  
平成29年4月に[実施](#)。

8. [指定申請要領等](#)